

# 木造住宅の耐震診断・耐震改修費用 について補助制度があります

近い将来発生すると言われていた南海トラフ等巨大地震に備え、木造住宅の耐震診断、耐震改修にかかる費用の一部を補助します。

## ◇耐風改修工事【令和4年10月創設】

現行の建築基準法の告示基準に適合しない瓦屋根に対して、地震・強風に対する安全性の向上を目的として実施する葺き替え工事にかかる費用の一部を補助します。ただし、耐震改修工事と併せて実施するものに限りです。



※先着順に受付します。  
予算が無くなり次第、  
終了致します。

## 木造住宅耐震診断事業

方式の選択

### <派遣方式>

**耐震診断費用負担 0円**

※評価手数料の費用負担は必要となります。

### <補助方式>

**最大 50,000円**

※（補助対象費の2/3以内）

## 木造住宅耐震改修事業

耐震改修設計：最大 **20万円**（補助対象費の4/5以内）

耐震診断結果の評価通知日から1年以内に申請する場合は、最大**30万円**

耐震改修工事：最大**100万円**（補助対象費の4/5以内）

耐震改修設計の評価通知日から1年以内に申請する場合は、最大**150万円**

耐震改修工事：最大**100万円**（補助対象費の4/5以内）

＋  
耐風改修工事：最大**55万2千円**（補助対象費の23/100以内）

最大**155万2千円**

木造住宅耐震シェルター：最大**40万円**（40万円までの工事費は自己負担なし）

お問い合わせ

四国中央市役所 建設部 建築住宅課 (0896) 28-6183

〒799-0413 四国中央市中曾根町500番地

# 補助金申請にあたって

◆補助金交付の対象となる方は、次の要件を全て満たす住宅の所有者です◆

## 【耐震診断】

- (1) 昭和56年5月31日以前に着工された一戸建ての木造住宅
- (2) 階数が2階以下で、延べ面積が500㎡以下のもの。
- (3) 専用住宅、若しくは併用住宅で、延べ床面積の過半が住宅の用途に供されているもの。
- (4) 補助制度の場合は「愛媛県木造住宅耐震診断事務所」の登録を受けた市内の建築士事務所に、耐震診断を委託すること。
- (5) 市税等を滞納していないこと。
- (6) 四国中央市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等でないこと。

## 【耐震改修】

- (1) 原則として、上記の耐震診断によって、耐震改修が必要とされた建物であること。
  - (2) 「愛媛県木造住宅耐震診断事務所」の登録を受けた市内の建築士事務所に設計、監理、改修後の診断を委託すること。
  - (3) 建設業法第3条第1項に規定する許可（建築一式工事または大工工事）を受けた市内に営業所を有する業者で、愛媛県木造住宅耐震改修事業者の登録を受け、リフォーム瑕疵担保保険加入業者かつ改修工事を施工するにあたり、リフォーム瑕疵担保保険契約書（保険証券）を提出すること。
  - (4) 市税等を滞納していないこと。
  - (5) 木造住宅耐震シェルターについては、構造計算による方法その他の方法により、公的機関から安全性の評価を受けたものとする。
  - (6) 耐風改修工事については、建築士、瓦屋根診断技師、かわらぶき技能士、瓦屋根工事技師等が判定する瓦屋根の耐風診断によって、現行の建築基準法の告示基準に適合しておらず改修の実施が望ましと判定されたものであること。
  - (7) 工事を行なった後も居住の用に供されること。
- ※ 申請者の希望により総合評価（木造住宅耐震診断と木造住宅耐震改修設計を同時に受ける評価）が可能です。
- (8) 四国中央市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等でないこと。

## ご注意

- 補助金の交付決定等を受ける前に着手している住宅は、補助が受けられなくなります。
- 耐震診断及び耐震改修は、原則として年度内に完了してください。
- 昭和56年6月1日以降に増築された住宅、特殊な工法の住宅、木造以外の構造が混在している住宅などは、補助対象から外れることがあります。
- 市では、耐震診断及び耐震改修について、訪問や電話による勧誘および、特定の業者の推奨は一切行っておりません。悪質な業者によるトラブルには十分お気をつけ下さい。